

訪問介護ステーション悠ライフ盛岡 重要事項説明書

1 訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社カインドライフ
代表者名	代表取締役 松尾 将典
所在地及び 連絡先	(住所) 岐阜県岐阜市月ノ会町一丁目12番地30 (電話) 058-338-7788 (FAX) 058-338-8877

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問介護ステーション悠ライフ盛岡
所在地及び 連絡先	(住所) 岩手県盛岡市高松四丁目19番19号 (電話) 019-613-7364 (FAX) 019-613-7368
事業所番号	0370108078
管理者の氏名	

(2) 事業所の職員体制 (令和6年4月1日作成)

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後の 人数 (人)	職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)		
管理者	1	1	0	1	事業所の従業者や管理及び業務の管理を一元的に行う。 管理者はサービス提供責任者を兼務。
サービス提供責任者	1	1	0	1	事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
訪問介護員	介護福祉士	16	14	2	訪問介護のサービス提供にあたる。
	初任者研修終了	6	5	1	
	実務者研修終了	1	1	0	
事務職員等	1	1		1	事業所の総括的な事務処理を行う。

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯	週休2日 (一月の勤務割表による)
サービス 提供責任者	正規の勤務時間帯	週休2日 (一月の勤務割表による)
訪問介護員	3交代制勤務 早番 (6:00~17:00) (6:00~15:00) 日勤 (8:30~17:30) 遅番 (11:30~20:30) 夜勤 (17:00~9:00)	週休2日 (一月の勤務割表による)

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	盛岡市 滝沢市 矢巾町
---------	-------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(5) 営業日

営業日	年中無休
営業時間	24:00~0:00

(6) 受付窓口

電話連絡	24時間
------	------

3 サービスの内容

	種類	内容	保険適用
1 身体介護型	食事介助	声かけ、姿勢等安全確認、摂食介助	
	清拭 入浴 身体整容	入浴介助、部分浴（足浴・手浴など）、洗髪、清拭、洗面や歯磨きの介助、口腔ケアや入れ歯の手入れ、入浴方法の工夫・相談、陰部洗浄、爪切り、髭剃り、整髪、耳垢除去	
	排泄介助	トイレ介助、便・尿器の使用、おむつ交換、排尿・排便を促す、便秘予防	
	体位変換 移動移乗 外出介助	声かけ、促し、体位変換、移乗並びに移動介助、安全確認、通院並びに外出介助	
	起床就寝 服薬介助	離床並びに臥床介助、体調確認、服薬介助と服薬確認	
2 生活援助型	買い物	日常生活用品の買い物	
	調理	一般的な食事調理	
	掃除	利用者の暮らしやすい安全で清潔な環境を整える	
	洗濯	洗濯機での洗濯、乾燥（物干し）、収納	
3 その他	相談	利用者や家族の悩みや問題が解決されるための情報を提供する	

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金のうち、利用者の負担割合に応じた金額が一部負担となります。

ご利用料金の詳細につきましては、別紙重要事項説明書を御参照願います。

(2) 交通費

2の(4)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。公共交通機関を利用した場合、その実費はおお客様の負担となります。また、自動車を使用した場合の交通費は、実施地区を越えた地点から片道1キロメートルあたり10円の実費負担となります。

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

(4) キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、お客様の病状の変化、急変時などやむを得ない事情がある場合も含め、原則、キャンセル料はいただきません。

(5) 利用料等のお支払方法

毎月15日までに前月分の請求書をお送りします。原則としては口座引落としとし、翌月6日の引落としとなります。または口座への振込み、或いは現金でのお支払となります。入金確認後、領収証を発行します。

東北銀行 青山支店
普通預金口座 (口座番号 5050194)
口座名義 株式会社カインドライフ 代表取締役 松尾将典

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

(3) その他

事項	内容
訪問介護計画の作成及び事後評価	担当のサービス提供責任者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(サービス報告書)に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年12回、社内研修を行っています。

6 サービス内容に関する苦情及び虐待防止等に関する相談等連絡窓口

当 事 業 所 お 客 様 相 談 等 連 絡 窓 口	苦情及び虐待防止に関する窓口責任者 窓口責任者氏名 ご利用時間 0：00～24：00 ご利用方法 電話（019-613-7364） 24時間365日 面接（当事業所相談室） 苦情箱（当事業所玄関に設置） 苦情及び虐待防止等解決責任者 代表取締役 松尾 将典 盛岡市役所 保健福祉部 介護保険課 〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番地2 盛岡市役所別館5階 TEL 019-626-7581 FAX 019-651-1181 滝沢市役所 健康福祉部 高齢者支援課 〒020-0692 岩手県滝沢市中鶴飼55 TEL 019-656-6521 FAX 019-687-4318 紫波郡矢巾町役場 健康長寿課 長寿支援係 〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅13地割123番地 TEL 019-611-2830 FAX 019-697-3700
--	---

7 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じるように努めます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定、設置します。
- (2) 成年後見制度の利用支援を行います。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

8 緊急時等における対応方法

自宅にて緊急を要する事態が発生した場合、担当介護支援専門員や当事業所へ連絡をお願いします。サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

主治医	病院名及び所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時 連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	
	住所	
	電話番号	

9 事故発生時の対応と損害賠償の規定

- (1) 事業者は訪問介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項において、事故により利用者又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- (3) 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

10 秘密保持

- (1) 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業者及びその従業員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

11 災害発生時の対応について

災害発生時は、その希望や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者様の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

12 衛生管理等

- (1) 介護士等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次に挙げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します

- ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します

1 5 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該事業継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者様の確認を受けることとします。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者様は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 7 身体拘束等の適正化の推進

介護士等は緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず行う場合には利用者様、ご家族様から同意を得て、その態様及び時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

1 8 担当のサービス提供責任者

- 1. あなたを担当するサービス提供責任者は _____ ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

1 9 お客様へのお願い

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- (2) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。

20 サービス利用にあたっての禁止事項について

- (1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

21 第三者評価の実施について

当事業所は第三者による事業所評価を受けてはおりません。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業所名 訪問介護ステーション悠ライフ盛岡
住所 岩手県盛岡市高松四丁目 19 番 19 号
事業所番号 0370108078

事業者(法人)名 株式会社カインドライフ
代表取締役 松尾 将典 印

説明者 職名 _____
氏名 _____ 印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

氏名 _____ 印

住所 _____

家族

氏名 _____ 印 続柄 _____

住所 _____

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、訪問介護ステーション悠ライフ盛岡が次に記載するところにより使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者のための訪問介護計画の作成（変更）及び訪問介護計画に沿った円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員や事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合

2 使用する事業者の範囲

指定介護サービス事業者及び介護保険外サービス事業者の担当者、及び主治医や医療機関の担当者、並びに訪問介護支援に協力が必要な地域の行政機関や民生委員などの関係機関（団体）の担当者（利用者の介護支援に協力が必要な関係者に限る）

3 使用する期間

契約有効期間とする。

4 条件

- （1）個人情報の提供は必要際上限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- （2）緊急を要すると判断した場合は、必要最小限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れる事のないよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告する事。

以上

令和 年 月 日

利用者

氏名 印

住所

家族

氏名 印 続柄

住所

①身体介護が中心である場合

- (1) 所要時間が 20 分未満の場合 1,630 円
- (2) 所要時間 20 分以上 30 分未満の場合 2,440 円
- (3) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 3,870 円
- (4) 所要時間 1 時間以上の場合 5,670 円に所要時間 1 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 820 円を加算。

②生活援助が中心である場合

- (1) 所要時間 20 分以上 45 分未満の場合 1,790 円
- (2) 所要時間 45 分以上の場合 2,200 円

③身体介護に引き続き、生活援助を伴う場合

- (1) 身体介護＋生活援助 20 分以上 45 分未満の場合 身体介護費＋650 円
- (2) 身体介護＋生活援助 45 分以上 70 分未満の場合 身体介護費＋1,300 円
- (3) 身体介護＋生活援助 70 分以上の場合 身体介護費＋1,950 円

夜間（午後 6 時～午後 10 時）・ 早朝（午前 6 時～午前 8 時）の加算	上記の額に 1 回につき 25%加算します。
深夜（午後 10 時～午前 6 時）の加算	上記の額に 1 回につき 50%加算します。
特別地域訪問介護加算	なし
特定事業所加算 I	上記の額に 20%の割増加算となります。
介護職員等処遇改善加算 I	上記の額に 24.5%の割増加算となります。

訪問介護同一建物減算 1, 2, 3

※訪問介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）に居住する利用者、また、当該建物に居住する利用者の利用人数が 1 ヶ月あたり 20 人以上の場合、利用料金総額から 10%の減額（同一建物減算 1）、50 人以上の場合、15%の減額（同一建物減算 2）、当該建物に居住する利用者 90%以上の場合、12%の減額（同一建物減算 3）となります。

・上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の訪問介護計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、それに応じた金額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ・利用者の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、お客様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。